

平成30年12月19日制定

## 特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会 選挙管理委員会規程

特定非営利活動法人 日本睡眠歯科学会

### 第1条

この規程は、特定非営利活動法人 日本睡眠歯科学会選挙管理委員会規程による選挙の方法について定める。

### 第2条

選挙管理委員会は、選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）および委員長が正会員の中から指名して理事長が委嘱した委員によって構成する。

2 委員長を除く委員は 5 名とする。

### 第3条

理事長、理事および監事は、委員長又は委員となることができない。

### 第4条

評議員候補者になろうとする者は、次の事項に掲げる書類を、所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

(1) 立候補届

### 第5条

選挙理事候補者になろうとする者は、次の事項に掲げる書類を、所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

(1) 立候補届

(2) 履歴書

### 第6条

選挙管理委員会は、立候補者が提出した書類に基づき立候補者を確定し、立候補者名簿を作成し、郵送その他適切な手段により、選挙人に公示しなければならない。

### 第7条

評議員および選挙理事は、郵送法による秘密選挙で選出する。

2 評議員は、候補者の中から選出する。

3 選挙理事は、評議員の中から選出する。

### 第8条

事務局は、選挙期間中に郵送された投票用紙を受領し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

### 第9条

この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、監事立会の下で、選挙管理委員会が行う。

### 第10条

評議員の当選者の決定は、以下に従うものとする。

- (1) 有効得票数の最も多い者から順次、定数までの候補者をもって当選者とする。
- (2) 得票数の等しい候補者がある時には、選挙管理委員会が定めた方法により当選者を決定する。
- (3) 立候補者が定員以下の時は、立候補者を無選挙当選とする。
- (4) 選挙結果について当選者の氏名を公表する。

#### 第11条

選挙理事の当選者の決定は、以下に従うものとする。

- (1) 選挙理事は、有効得票数の最も多い者から順次、定数までの候補者をもって当選者とする。
- (2) 得票数の等しい候補者がある時には、選挙管理委員会が定めた方法により当選者を決定する。
- (3) 立候補者が 15 名以下の時は、立候補者を無選挙当選とする。
- (4) 定款第14条第3項に抵触する場合は、票数の少ない候補者を除いて決する。
- (5) 選挙結果について当選者の氏名を公表する。

#### 第12条

選挙に関する業務は、選挙管理委員会の直接の指示により、学会事務局がその一部を代行できる。ただし代行できるのは事務作業に限る。

#### 第13条

この規程の改廃は選挙管理委員会の発議により、理事会で協議のうえ承認を得なければならない。